

✂ 企画論文 ✂

WTO における複数国間貿易協定のモデルとしての EU の高度化協力

関 根 豪 政

1. はじめに

近年、「世界貿易機関 (WTO) の頓挫 (deadlock)」あるいはそれに類する表現を目にするようになってきている。これは、WTO のドーハ・ラウンド交渉が有益な交渉を行っていない現状を示す表現である¹⁾。

ドーハ・ラウンド交渉が頓挫している要因は種々考えられるが、そのうちのひとつが「一括受諾方式」の継続²⁾であろう (Matsushita 2014, p705)。一括受諾方式の下では、すべての交渉分野の合意が受け入れられることが各合意の成立の条件になるため、交渉の複雑化や硬直化を招く危険性がある³⁾。事実、ドーハ・ラウンド交渉は、その開始から 15 年ほど経過したにも拘らず、新規の協定の制定や既存の協定の改正がほとんど合意できていないとの点で、芳しい成果を上げられていない。

しかし、急激に変化する国際的な貿易の状況に対応するためには、既存の WTO 協定のみならずルールが限定されることは望ましいとは言えない。そこで今後は、一括受諾方式の主旨を損なわないようにしつつも、より先進的なルール形成も実現するような、単一性と多様性の両立を図ることが必要との認識が高まってきている。すなわち、一部

の国が貿易規律の形成を進め、後に残りの国が追随するような、いわば「多速度式 WTO (multi-speed WTO)」(Trebilcock 2015, p134)⁴⁾ を本格的に検討する段階に来ているのである。

このような単一性と多様性の両立を図る上で有効となるのが、有志の参加国で構成される WTO 協定の推進である (Odell 2015, p126; Trebilcock 2015, p130; Lawrence 2006, p825; 馬田 2014, 53 頁; 中富 2012, 3 頁)⁵⁾。それを実現する仕組みの一つとして、現時点の WTO には「複数国間貿易協定 (plurilateral trade agreement, 以下、複数国間協定)」が存在する (WTO 設立協定第 2 条 3 項)⁶⁾。複数国間協定は、その協定に参加を希望する国のみが拘束されることになる一方で、他の WTO 加盟国も後発的な加入が認められているため、ルール作成の進展と単一性の均衡を図りやすい。よって、今後は複数国間協定 (あるいはそれに類似した形式の協定) を活用させるべきとも言えるが⁷⁾、目下のところ、一括受諾方式に対する懐疑的な見解が現れてから日が浅いこともあり、複数国間協定と多角的貿易 (多数国間) 協定⁸⁾ の両立についての議論も少なく——複数国間協定の活用を促す

1) 脱稿後に発出されたナイロビ閣僚宣言では、新しい交渉アプローチを望む加盟国はドーハ・ラウンド交渉継続の確認を行わない旨が記載された。WTO Ministerial Conference, *Nairobi Ministerial Declaration*, WT/MIN(15)/DEC, (Dec. 21, 2015), para. 30.

2) WTO Ministerial Conference, *Ministerial Declaration*, WT/MIN(01)/DEC/1, (Nov. 4, 2001), para. 47. ただし、早期収穫 (early harvests) が認められる。

3) もちろん、一括受諾方式が交渉の幅を広げる面もあるが、現状の WTO 交渉の膨大さと複雑さに鑑みると、一括受諾方式が有効な範囲を超えている状態にあると考えられる。一括受諾方式の利点と問題点については、例えば、近藤 (2010, pp43-44) 参照。

4) この表現は、multi-speed Europe に倣ったもので、最終的な多数国間化を念頭に置いて用いた表現と思われる。Multi-speed Europe の概念を論ずる例として、Piris (2012, p66) 参照。

5) そのような協定の利用は、増加傾向にある FTA に歯止めをかけるという視点からも有益である (Hoekman & Mavroidis, 2015, p336)。

6) 複数国間協定は多義的に用いられることが多いが、本稿では、同用語を WTO 設立協定第 2 条 3 項が示す複数国間協定を指すものとして利用する。

7) 実際に、複数国間協定の対象となりそうな政策領域の例としては、Hufbauer & Schott (2012, p8) 参照。

8) WTO 加盟国の一部のみを拘束する協定を複数国間協定と称するのに対して、すべての加盟国を拘束するのは多角的貿易 (多数国間) 協定と表現される。

提案は多いが、多角的貿易協定とどのように融合させるかとの視点は少ない——実績も乏しいのが現状である。

そのような状況下で、EUの「高度化協力（enhanced cooperation）」の枠組みは、WTOにおける上記の問題を検討するうえで有益な題材を提供してくれる（Hoekman & Mavroidis 2015, p336; Trebilcock 2015, p134）。加盟国の増加や政治的嗜好の相違により多様性が深まったEUにおいても、単一性と統合の進展の両立は長年の課題であり、そのバランスを図る一つ的手段として、高度化協力は発展してきたとの経緯がある（Dogan 2009, pp.159-160）。そこで本稿では、EUにおける高度化協力を概観し、それがWTOにおいてどの程度まで応用可能か検討してみたい。これが成功することになれば、EUモデルのWTOへの移植を意味するであろう。

2. 分析アプローチ

本稿では、EUの高度化協力和WTOの複数国間協定を主に対比的に分析したい。EUの高度化協力をWTOと自由貿易協定（Free Trade Agreement, FTA）との比較で捉える研究例もあるが（Cantore 2011, p14）、以下のような類似性を根拠に、本稿では高度化協力和複数国間協定を検討対象としたい。第1に、ともに特定の政策分野の統合やルール制定を主に念頭に置いた手続である。実際に、高度化協力であれば、離婚の準拠法や統一的な特許保護の分野、複数国間協定であれば、政府調達や民間航空機貿易などが、これまで扱われてきた題材である。第2に、EUないしWTOとの連結が重要な特徴であり、それらの制度や手続を利用して運営される点や、全加盟国に参加の途が開かれている

る⁹⁾点で共通性がある。すなわち、ともに、WTOというFTAのようにWTOとは独立して運用されるのではなく、EUやWTOの一部として組み込まれている制度である¹⁰⁾。

3. 高度化協力

高度化協力とは、「一部の加盟国がEUの枠内で先行して協力を進めるための制度」の一つとして（庄司 2013, 94頁）、アムステルダム条約において初めて導入され、ニース条約とリスボン条約による改正を経て現在に至っている。同制度の目的は、EUの目的の推進、EUの利益の保護、そして統合プロセスの強化とされる（EU条約第20条1項）。また、高度化協力は、「最後の手段」として発動されることになる（同条2項）。

高度化協力を発動するためには、まず、9カ国以上の参加が必要となる（EU条約第20条2項。発動に際しての手続の詳細については後述）。対象となる分野は、EUの非排他的権限の枠内とされ（同条1項）、全会一致での意思決定が必要とされる政策分野であってもその利用が認められる¹¹⁾。また、高度化協力の発動後は、すべての理事会構成員が審議に参加することが認められるが、高度化協力に参加している加盟国を代表する構成員のみが投票権を有する（同条3項、EU機能条約第330条）。そして、高度化協力の枠内で採択された措置（acts）は、参加国のみを拘束することになり、同時に、既存EU法体系の一部とみなされることもない（EU条約第20条4項）。当初は参加を見送ったEU加盟国であっても、いつでも参加を申請することが認められている（EU条約第20条1項、EU機能条約第328条1項¹²⁾）。

高度化協力はEUの枠内の制度であることから、

9) EU機能条約第328条1項には、可能な限りの加盟国の参加が促されると書かれており、同様の点はWTOであれば学説により指摘されている。例えば、Hoekman (2014, p.256); Hufbauer & Schott (2012, p6) 参照。

10) なお、複数国間協定については、譲許表修正方式ないしクリティカル・マス方式（譲許表修正方式を採らずとも、非参加国にも最恵国待遇を与える形式の協定）も存在するが、前者であれば全く新しいルール形成の場合に、当該方式が利用可能か定かではないこと（この点の議論は、宇山（2013, 32頁）；中富（2012, 27頁）参照）、後者については「ただ乗り」という別の問題が付きまとうことから（Odell 2015, p125）、それらが必ずしも有効ではない政策分野もある。本稿では、それらとは性質の異なる複数国間協定に焦点を当てる。

11) Cases C-274/11 & C-295/11 *Spain & Italy v. Council* [2013] ECR-00000, para. 35.

12) なお、共通外交・安保政策分野については別の手続、刑事司法協力分野においては特別規定が存在するが、本稿ではこれらについては省略する。

原則的にはEU主導で進められることになる。具体的には、第1に、EUの諸機関を通じて進められ、EU基本条約上の手続が用いられる。第2に、当初は参加していないEU加盟国の参加プロセスも主にEU機関により進められる。そして第3に、高度化協力に関する一連の決定や措置は、EU司法裁判所による司法審査の対象となる（Lenaerts & van Nuffel 2011, p733）¹³⁾。

4. 複数国間協定

WTOにおける複数国間協定は「受諾した加盟国についてはこの協定の一部を成し、当該加盟国を拘束する」のに対して、「これらを受諾していない加盟国の義務又は権利を創設することはない」（WTO設立協定第2条3項）。この複数国間協定に関してWTO協定が明記しているのは、以下の点である。

まず、新規の複数国間協定が制定された場合に、それをWTO設立協定の一部として附属書4に追加するためには、コンセンサス方式で決定することが求められる（WTO設立協定第10条9項）。また、複数国間協定を改正する場合には、「当該協定の定めるところによる」とされている（同協定第10条10項）。同様に、複数国間協定に関する意思決定（第9条5項）、複数国間協定への加入手続（第12条3項）、特定の締約国の間における複数国間協定の不適用（第13条5項）、複数国間協定の受諾及び効力発生（第14条4項）、複数国間協定からの脱退（第15条2項）、複数国間協定の規定についての留保（第16条5項）についても、「当該協定の定めるところによる」とされている。

このように、WTO協定は、複数国間協定に関してわずかな規定しか設けないうえに、WTO設立協定の附属書4に追加するためのプロセスを除いては、複数国間協定に関する実体的な規定を設けてはいないのである¹⁴⁾。

5. 高度化協力と複数国間協定

以下では、複数国間協定がWTOにおける単一性と多様性を実現するための適切な制度となりえるかについて、EUの高度化協力と対比しつつ検討したい。そのために本稿では、第1に、その制定（発動）に際して、第2に、制定後の事後加入（参加）に際して、どのような制度的工夫が施されるかに焦点を当てる。

(1) 制定（発動）条件

EUの高度化協力は、9カ国以上のEU加盟国の参加を得られれば発動しうるが¹⁵⁾、実際に発動するためには次のような手続が求められる。まず、コミッションが（加盟国からの申請を受けて）理事会へと提案を提出することが必要とされる（EU機能条約第329条1項）。つまり、高度化協力を発動するか否かの裁量はコミッションに与えられている（庄司2013、96頁、中西2012、130頁）。そして、その決定には、コミッション内部での過半数の賛成を要する（庄司2013、96頁）。

その後、コミッションにより提案された高度化協力が成立するためには、欧州議会の過半数の同意の後に、理事会の特定多数決での授権が条件（庄司2013、96頁、Piris2012, p81）とされる（EU機能条約第329条1項）。よって、高度化協力の発動自体は9カ国のEU加盟国で十分とされるが、EUの諸機関の賛成を要するのである。これはすなわち、すべてのEU機関からの監督を受けることによって、EUの単一性（unity）の維持を図っていることを意味する（Cantore2011, p8）¹⁶⁾。なお、高度化協力の授権後の実際の措置の採択に際しても、非参加国には審議の参加が認められることになる（EU条約第20条3項、EU機能条約第330条）。

翻って、WTOでは複数国間協定の交渉開始に際しての条件や、初期締約国の数に関する条件は設けられていない。唯一の条件は、交渉が完結した

13) 注11の事件以外にも、Case C-209/13, U.K. v. Council, judgment of 30 April 2014, nyr.

14) なお、複数国間協定が設置する機関には、その活動についてWTOの一般理事会に定期的に通報する義務が設けられている（WTO設立協定第4条8項）。

15) この条件は、かつては加盟国の過半数とされていたが、ニース条約により8カ国とされた（その後、リスボン条約にて9カ国に）。その理由は、過半数の条件では高度化協力の実現が困難であるとの認識からであった（中西2002、111頁）。

16) EU機能条約第334条も参照。

複数国間協定の WTO 設立協定附属書 4 への追加が、「コンセンサス方式によってのみ決定」されることである（WTO 設立協定第 10 条 9 項）。

制定条件に関する相違

単純に比較することは難しいが、全加盟国の同意を要する WTO の複数国間協定の制定条件は厳格であることが分かる。たしかに、コンセンサス方式は非参加国の利益を保全するとの点で優れるが、現実的にはコンセンサスを構築することは極めて困難なため（宇山 2013, 32 頁）、事実上、複数国間協定の制定を阻害することになる。それに対しては、条件を緩和して複数国間協定の附属書への追加を容易にすべきとする見解も多い（例えば、Tijmes-Lhl 2009, p431）。しかしながら、EU のように権限ある組織が、既存の法制度との統一性を管理できない WTO において、単純にコンセンサス方式を破棄することには慎重さを要する¹⁷⁾。

そこで、EU の高度化協力のように、より多くの WTO 加盟国が、具体的に協定を制定する前から関与できる仕組みを併せて検討する必要がある（Negrescu & Truica 2006, p23）。目下のところ、WTO 協定は、複数国間協定の非参加国の関与に関しての原則的な規定を設けておらず、各複数国間協定に委ねている。複数国間協定の一つである「政府調達に関する協定（以下、政府調達協定）」であれば、政府調達に関する委員会のオブザーバーの地位が、希望する非締約国に対して与えられる（第 21 条 4 項）。オブザーバーの地位が認められると、当該国は、決定の採択には参加できないものの、委員会の討議（discussion）に参加することが認められるようになる（WTO 1996, Annex, para. 3）。現在、30 カ国がその地位を有している（WTO 2015）。

全加盟国が制定交渉に関与できることは、協定が WTO 協定の一部として附属書に追加されることを容易にすると同時に、初期締約国以外の事後

的な参加も促しやすいという意味で有益であろう。そのためには、オブザーバーに相当する地位が、協定制定交渉も含めた早い段階から認められることが必要と思われる¹⁸⁾。ゆえに、非参加国の関与については、各個別の協定に委ねるのではなく——各協定に委ねるとオブザーバーの地位の許与は協定成立後になりやすい——WTO の一般制度として構築することが重要になる¹⁹⁾。

(2) 加入（参加）プロセス

EU においては、高度化協力への事後的な参加を希望する EU 加盟国は、高度化協力を授権する決定などに規定された参加条件を満たしたうえで（EU 機能条約第 328 条 1 項）、理事会とコミッションに要請を行い、コミッションが参加を是認することになる（同第 331 条 1 項）。その際、コミッションは、高度化協力の枠内で採択された措置の適用に際して必要となる経過措置を採択することになる（同項第 2 段落）。さらにコミッションは、参加条件が満たされていないと判断する場合には、条件を満たすために必要な調整措置を提示することになる。参加の条件が満たされていないとの判断を、コミッションが再審査を経た後も下した場合には、申請加盟国はそれを理事会に付託することができる。要請を受けた理事会は、高度化協力の参加国の特定多数決に基づいて対応を決定することになる（同項第 3 段落、庄司 2013, 98 頁）。

それに対して、WTO の複数国間協定における加入手続は各協定に従って行われる。ゆえに、基本的に既締約国が加入の条件と是非を決める仕組みとなっている。例えば政府調達協定では、加入希望国は「締約国との間で合意され、委員会の決定において確認される条件により、この協定に加入することができる」とされている（第 22 条 2 項）。実際には、加入を希望する国は、協定の適用対象となる調達の範囲を既締約国との間で個別に合意

17) コンセンサスを破棄する場合には、チェックアンドバランスの観点から、複数国間協定の合法性審査の機会の創出も視野に入れる必要がある。

18) 他方で、参加する意思のない国が複数国間協定の制定を阻害することを抑制するための工夫（例えば、協定参加の意思に連動した発言機会の差別）が必要と考えられる。

19) WTO 協定が複数国間協定について詳細を定めていないことを受けて、行動規準（code of conduct）の制定を主張するものとして、Draper & Dube (2013, pp.4-5) 参照。

する交渉を行いつつ、複数国間交渉を通じて、自国の関連国内法の協定整合性についての審査を受けることになる (Arrowsmith 2003, p93; WTO 2015)。

なお、政府調達協定では、途上国に対する特別な待遇が加入手続においても与えられている。同協定に参加していない国の大半は途上国であることから、現実的にはこの規定が非常に重要となる。まず、締約国は「この協定への加入に関する交渉において…開発途上国…の開発上、資金上及び貿易上のニーズ及び事情について、…特別の考慮を払う」ことが求められる (第5条1項)。第2に、途上国には、協定の加入時に、既締約国の協定の適用範囲に関して最恵国待遇が直ちに与えられることになる (同条2項)。第3に、種々の経過措置が認められる (同条3項)。たとえば、第5条3項(a)は「価格に関する優遇措置 (price preference programme)」を認める。すなわち、途上国は、政府調達協定加入後の一定期間、自国原産の物品やサービスを利用した供給者に対して、その価格が高価であっても優先的に落札させることが許される。第4に、政府調達協定上の特定の義務の適用の猶予が認められている (同条4項)。第5に、協定加入後においても、途上国への特別待遇が与えられる (同条6項)。すなわち、途上国は、上述の経過措置や義務適用の猶予を加入後も延長する、あるいは、状況に応じて新設することが可能とされている。

加入 (参加) プロセスに関する相違

高度化協力への参加と複数国間協定 (政府調達協定) への加入の相違の一つとして、前者はEU機関の関与が強いものに対して、後者は既締約国の影響力が強い点が挙げられる。やはり、既 (初期) 締約国のみが協定の加入条件について決定できる (ひいては個別の加入の是非を決定できる) 仕組みでは、加入希望国の関心が適切に反映されないこ

とが危惧される (Müller 2011, pp.357 & 367)²⁰⁾。実際に、政府調達協定においても、第5条2項に代表されるように——協定加入に際して、既締約国と加入希望の途上国との間で交渉された条件に従って、途上国に最恵国待遇が付与される——既締約国が加入に対する強い影響力を持てる仕組みが設けられている。複数国間協定が既締約国の利益のみを追求し、加入希望国が多大な負担を被ることが起きないようにするためには、上述の協定制定過程における非参加国の関与に加えて、実際に加入する段階においても、EUの高度化協力におけるコミッションの役割に相当する第三者的な機関が、参加の決定に関与できる仕組みも一考する余地があると思われる。そのような仕組みは、FTAのようなWTOの枠外の協定では実現しえない複数国間協定の利点と言えよう²¹⁾。

6. おわりに

以上、本稿では簡潔にはあるが、EUにおける高度化協力がWTOにおける複数国間協定に与える示唆について検討した。本稿の分析は、まだ両者の概略的な分析にとどまるものであり、さらなる詳細な分析が必要なことは論を待たない。複数国間協定についても、本稿では一緒に論じたが、既存の協定に違反するものと、そうでないものとは峻別して論じる必要があるだろう。しかしながら、本稿の簡潔な分析からも、一日の長があるEUの高度化協力の、WTOの複数国間協定に与える先例的価値が小さくないことが分かる。

さしあたってWTOが学べることは、EUが、EU法の単一性と統合の進展の両立を図るために、極めて慎重に高度化協力に関する原則的規則を構築してきたことであろう。複数国間協定を運用する規則を各協定に丸投げしているWTOにおいても、参考にすべき点は多い。冒頭で「多速度式WTO」との表現を、「多速度式欧州」に倣って用いたが、この言葉はあくまで、WTO加盟国が同じ方向を目

20) もっとも、政府調達協定における途上国への待遇には、徐々に改善が見られたのも事実である (Müller 2011, pp.367-373)。

21) なお、WTO外で交渉され制定された協定を複数国間協定としてWTOに組み込む場合も検討する必要があるが、紙幅の関係上、ここではTBT協定における国際基準設定機関の議論も参考になるのではないかと述べるに留めたい。なお、この点については、中富 (2012, 57頁) も参照。

22) Kuipersはtwo-speed Europeであって、「二方向 (two directions) 欧州」ではないと表現するが (Kuipers 2012, p213)、これはWTOにおいても意識すべき点と言えよう。

指しつつも、その目的までの到達度合いが異なるに過ぎない状態を含意する。つまり、特定の国のみが先行し、他の国が追随しない（あるいは追随できない）仕組み²²⁾は望ましくないのであり、WTOにおいてもその点についての細心の注意が必要とされよう。

現実的には、その組織構造の相違ゆえに、どこまでWTOがEUの高度化協力と類似の制度を導入できるかは不透明だが、少なくとも、EUが多くの実績を残すことは、WTOにとっての「見本」を意味するのであり、明確な形でなくとも「モデルの提供」を意味することになるであろう。

参考文献

- Arrowsmith, S. (2003), *Government Procurement in the WTO*, Kluwer Law International.
- Cantore, C. M. (2011), “We’re One, but We’re Not the Same: Enhanced Cooperation and the Tension between Unity and Asymmetry in the EU”, *Perspectives on Federalism* 3(3), pp.1-21.
- Dougan, M. (2009) “The Unfinished Business of Enhanced Cooperation: Some Institutional Questions and Their Constitutional Implications” in A. Ott & E. Vos eds., *Fifty Years of European Integration: Foundations & Perspectives*, TMC Asser Press, pp.157-179.
- Draper, P. & M. Dube (2013), “Plurilaterals and the Multilateral Trading System,” *E15 Background Paper*, pp.1-6.
- Hoekman, B. (2014), “Sustaining Multilateral Trade Cooperation in a Multipolar World Economy,” *The Review of International Organizations* 9, pp.241-260.
- Hoekman, B. & P. C. Mavroidis (2015), “WTO ‘a la carte’ or ‘menu du jour’? Assessing the Case for More Plurilateral Agreements”, *The European Journal of International Law*, 26(2), pp.319-343.
- Hufbauer, G. C. & J. J. Schott (2012), “Will the World Trade Organization Enjoy a Bright Future?” *Peterson Institute for International Economics Policy Brief*, No. 12-11, pp.1-21.
- Kuipers, J. J. (2012), “The Law Applicable to Divorce as Test Ground for Enhanced Cooperation”, *The European Law Journal*, 18(2), pp.201-229.
- Lawrence, R. Z. (2006), “Rulemaking Amidst Growing Diversity: A Club-of-clubs Approach to WTO Reform and New Issue Selection”, *Journal of International Economic Law* 9(4), pp.823-835.
- Lenaerts, K. & P. van Nuffel (2011), *European Union Law*, 3rd Ed., Sweet & Maxell.
- Matsushita, M. (2014), “A View on Future Roles of the WTO: Should There be More Soft Law in the WTO?” *Journal of International Economic Law* 17(3), pp.701-715.
- Müller, A. C. (2011), “Special and Differential Treatment and Other Special Measures for Developing Countries under the Agreement on Government Procurement: The Current Text and New Provisions” in S. Arrowsmith & R. D. Anderson eds., *The WTO Regime on Government Procurement: Challenge & Reform*, Cambridge University Press, pp.339-376.
- Negrescu, D. & G. Truica (2006), “Can EU’s Enhanced Cooperation Mechanism Provide Solutions to the “Single Undertaking” Problems of the WTO?” *Romanian Journal of European Affairs* 6(2), pp.5-23.
- Odell, J. S. (2015), “How Should the WTO Launch and Negotiate a Future Round?” *World Trade Review* 14(1), pp.117-133.
- Piris, J.-C. (2012), *The Future of Europe: Towards a Two Speed EU?* Cambridge University Press.
- Trebilcock, M. (2015), “Between Theories of Trade and Development: The Future of the World Trading System”, *The Journal of World Investment & Trade* 16(1), pp.122-140.
- Tijmes-Lhl, J. (2009), “Consensus and Majority Voting in the WTO,” *World Trade Review* 8(3), pp417-437.
- WTO (1996), Committee on Government Procurement, *Decisions on Procedural Matters under the Agreement on Government Procurement*, GPA/1 (Mar. 5 1996)
- WTO (2015), *Agreement on Government Procurement: Parties, observers and accessions*, https://www.wto.org/english/tratop_e/gproc_e/memobs_e.htm
- 馬田啓一 (2014) 「メガFTA時代のWTO：主役か、脇役か」『国際貿易と投資』第95号、36-57頁
- 宇山智哉 (2013) 「『貿易と開発』に関する新たな展開：グローバル・バリュー・チェーンは「革命」をもたらすか？(2)」『貿易と関税』61巻12号、21-34頁
- 近藤嘉智 (2010) 「WTOドーハ・ラウンド交渉：その課題と展望(6) WTOにおける合意形成の原則とそのプロセスについて(後編) ドーハ・ラウンド交渉の現状分析」『貿易と関税』58巻11号、38-46頁
- 庄司克宏 (2013) 『新EU法基礎編』(岩波書店)

WTO における複数国間貿易協定のモデルとしての EU の高度化協力

中富道隆 (2012) 「プルの貿易ルールについての検討
(ITA と ACTA の実例を踏まえて)」『RIETI Policy
Discussion Paper Series』12-P-002

中西優美子 (2002) 「EU 条約および EC 条約におけるよ
り緊密な協力制度」『日本 EU 学会年報』第 22 号、
107-131 頁

中西優美子 (2012) 『EU 法』(新世社)